



平成27年8月12日

各 位

会 社 名 児玉化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊島 哲郎
(コード：4222、東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 斉木 均
(TEL. 03-3279-4900)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ（内容確定）

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会および平成27年6月26日開催の第88回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。以下同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）に対して役員報酬BIP信託の仕組みを活用した株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、本制度の信託契約日および信託の期間、制度開始日、信託金の金額、株式の取得方法につき正式に決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度の内容については、平成27年5月14日付で開示いたしました「役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

記

1. 本制度の概要

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社取締役等に対し、一定の当社株式を交付することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月26日 |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月26日～平成32年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年8月26日 |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 1億5千万円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成27年8月27日～平成27年10月31日
(ただし平成27年9月24日～30日は除く。) |
| ⑭株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当および取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |

⑩残余財産

帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

【信託・株式関連事務の内容】

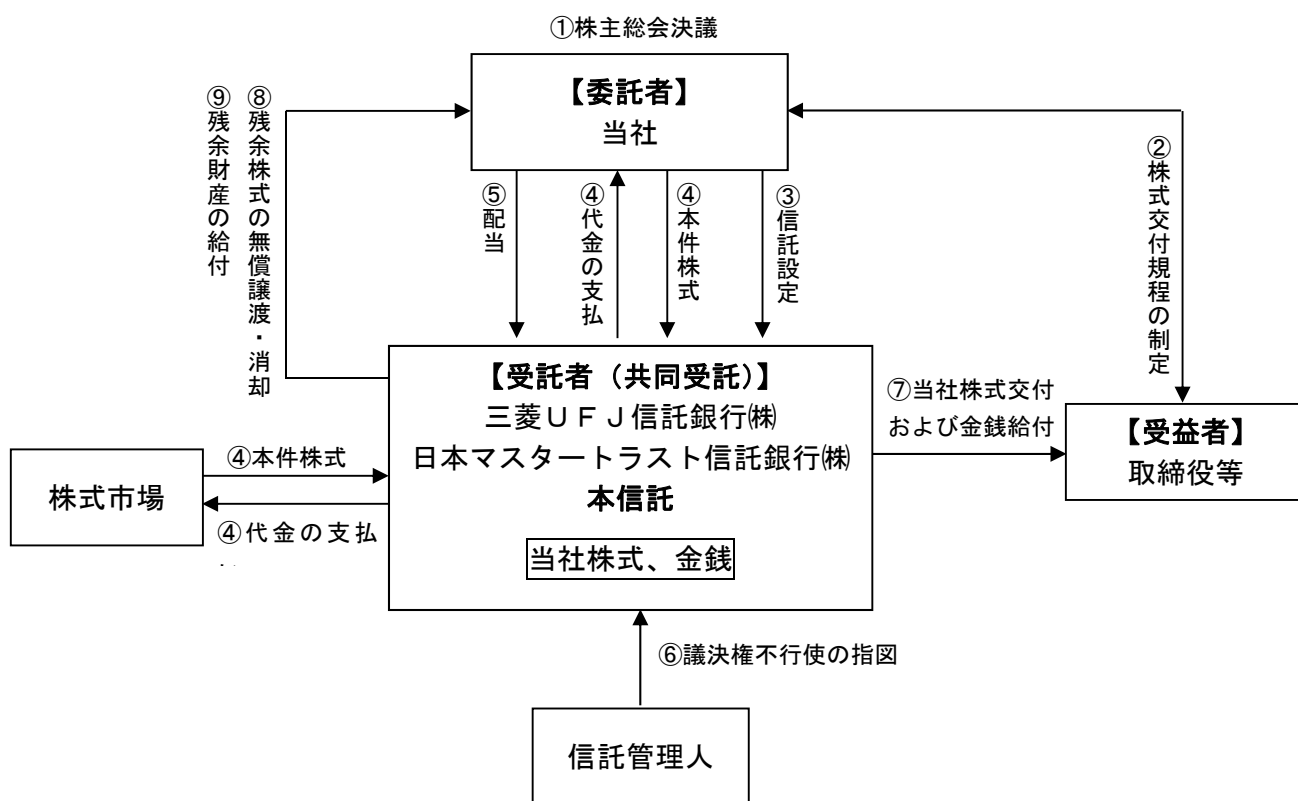
①信託関連事務

三菱UFJ信託銀行株式会社が役員報酬BIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。

②株式関連事務

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。

2. 本制度の仕組み



- ①当社は株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③当社は①における株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）および株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における役位および業績指標に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当

該取締役等が死亡した場合は死亡時)に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却いたします。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属いたします。

以上